

R 7 第六期徳島県廃棄物処理計画策定事業委託業務仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、徳島県（以下「県」という。）が実施する「R 7 第六期徳島県廃棄物処理計画策定事業委託業務」に適用する。

2 業務の目的

本業務は、本県が目指す「ごみの減量化」、「再使用」、「再生利用」及び「適正利用」を推進した循環型社会の形成に向け、廃棄物処理に係る各種計画、施策等を総合的かつ計画的に推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項に規定されている国が示す基本方針（以下「基本方針」という。）を踏まえ、同法第5条の5の規定に基づき、「第六期徳島県廃棄物処理計画」を策定することを目的とする。

3 業務の名称

R 7 第六期徳島県廃棄物処理計画策定事業委託業務

4 業務の期間

契約の締結日から令和8年3月19日（木）まで

5 手続上必要な届出

受託者は、契約締結後速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技師及びその履歴書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施計画書
- (5) その他必要な書類

6 秘密の保持

受託者は、本業務において知り得た内容を県の許可なしに他の調査に使用、公表その他本業務の目的外に使用してはならない。

7 貸与資料

受託者は、本業務の実施に際し必要と認める資料については、県に貸与を申し出ることができるものとする。

なお、貸与された資料は、適切な管理の上、業務完了までに全て返却しなければならない。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に際し、既定業務内容の変更、当該業務以外の調査、計画策定等の必要が生じた場合は、その時点で県とその対応について協議するものとする。
- (2) 業務内容の変更に必要な資料は、受託者が作成する。
- (3) 県の求めに応じ、各業務の実施について中間報告を行うものとする。

9 成果品

受託者は委託期間の完了日までに、次の成果品を提出するものとする。

なお、成果品はあらかじめ県と内容について協議、精査したものとする。

- (1) 「第六期徳島県廃棄物処理計画」報告書（A4版）・・・・・・PDFデータ
- (2) 「第六期徳島県廃棄物処理計画」概要版（A4版）・・・・・・PDFデータ
- (3) (1) 及び (2) の内容を収めた電子メディア（CD-ROM等）・・・・・・1式
- (4) 収集資料その他県が指示するもの・・・・・・1式

第2章 業務の内容

1 「第六期徳島県廃棄物処理計画」策定業務

「第五期徳島県廃棄物処理計画」及び基本方針等を踏まえ、本県が取り組むべき廃棄物処理について必要な事項を盛り込んだ「第六期徳島県廃棄物処理計画」を策定するため、必要な資料の作成を行うこと。

(1) 計画の意義

- ア 計画策定の目的
- イ 計画の期間
- ウ 計画の位置付け

「徳島新未来創生総合計画」及び次期総合計画、県ごみ処理広域化計画、県災害廃棄物処理計画、市町村廃棄物処理計画、県分別収集促進計画等

(2) 廃棄物処理の現状

- ア 一般廃棄物（ごみ）の現状
ごみ量の発生・排出状況、処理・処分状況、リサイクルの状況、最終処分の状況、ごみ処理経費等
- イ 一般廃棄物（生活排水）の現状
生活排水処理人口の推移、処理・処分の状況等
- ウ 産業廃棄物の現状
産業廃棄物の発生・排出状況、処理・処分状況、用途別の再生利用状況、最終処分の状況等
※ 県が令和6年度に実施した産業廃棄物実態調査（令和5年度実績）のデータを提供
- エ その他の現状

- (3) 「第五期徳島県廃棄物処理計画」の点検・評価
 - ア 一般廃棄物に関する点検・評価
目標達成状況及び目標達成度の評価と今後の課題等
 - イ 産業廃棄物に関する点検・評価
目標達成状況及び目標達成度の評価と今後の課題等
- (4) 排出量及び処理量の見込み
 - ア 一般廃棄物（ごみ）の将来推計
 - イ 産業廃棄物の将来推計
 - ウ 今後影響を与える要因
- (5) 廃棄物の減量等目標値
 - ア 一般廃棄物（ごみ）の目標値
 - イ 産業廃棄物の目標値
- (6) 基本施策
 - ア 減量化のための取組
 - イ 適正処理のための取組
 - ウ 処理施設の高度化及び強靱化等
 - エ 循環型社会構築のための取組
 - オ 非常災害時における廃棄物処理
 - カ プラスチックごみの削減の取組
 - キ 関係者（県、市町村、県民、事業者等）の役割
- (7) 計画の進行管理
推進体制と進行管理
- (8) 用語の定義・解説
用語の定義・解説

2 「徳島県環境審議会」諮問用資料作成業務

県と受託者で協議の上、資料を作成する。

※ 環境審議会への諮問は令和7年10月から11月頃を予定

※ 環境審議会への出席及び議事録作成は含まれない。

3 その他

成果品には、「食品ロス削減推進計画」を「補章」として編入すること。

※策定業務は徳島県が直営で実施し、県が受託者に提供するデータを併合する。

業務の実施に当たっては、県との連絡を密にし、疑義等が生じた場合は、県の指示に従うこと。

また、この仕様書に定めのない事項は、県と協議の上、決定するものとする。